

# 福祉灯油等特別対策事業のお知らせ

## 「灯油等購入費用」の支給申請を受け付けています

### ～ 対象世帯につき 5,000 円 ～

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。  
 対象条件をご確認いただき、該当する場合は令和2年3月13日までに申請してください（申請をした日を基準日とします）。

<b>対象となる世帯</b>	<p>(1)高齢者世帯          世帯主が満 65 歳以上で、町民税非課税の世帯（令和2年3月31日までに満 65 歳に到達する方を含む）</p> <p>(2)ひとり親世帯          満 18 歳未満（学生の場合は、満 18 歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯</p> <p>(3)しょうがい者世帯          障害者手帳（身体・知的・精神）を所持している者、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯</p> <p style="text-align: center;">[ 同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。 ]</p>
----------------	---

<b>対象外世帯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・介護保険施設（※）または高齢者・障害者・児童福祉施設に入所している世帯。ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除きます。</li> <li>・課税世帯と同じ住居に居住している世帯</li> <li>・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準とする）</li> </ul>
--------------	--

※介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。  
 また、高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

<b>申請の方法</b>	<p>印鑑を持参のうえ、必要事項を申請書に記入し手続きをしてください。          なお、代理申請の場合は、電話等でご連絡いただければ申請書を郵送いたします。</p> <p><b>申請先</b> 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）          住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）</p>
--------------	---

**助成の方法** 申請書に記載された口座に振り込まれます。

**問合せ** 健康福祉課福祉グループ ☎29 7071

# 高田法律事務所

— お気軽にご相談ください。 —

**無料駐車場 完備!**

○交通事故	○借金問題	○離婚	○相続・遺言
○民事全般	○不動産関連	○労働問題	○損害賠償
○債権回収	○企業法務	その他	



弁護士 高田 耕平



**予約制 ☎0144-38-0114** 【受付時間】平日 9:00～17:30 （苫小牧商工会議所が目印）  
 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル 4階

広告欄